

分科会の趣旨

社会環境・生活環境の変化は、人々の生活様式に大きな影響をもたらしたばかりでなく、子どもたちの心身への影響も大きく、体力・運動能力の低下をはじめ、ストレスや肥満傾向の増加、生活習慣病への危険性の高まりなど、様々な健康問題を引き起こしている。また、運動への関心や運動する意欲の低下、さらに、運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が進んでおり、子どもの体力の低下傾向や生活習慣病等が問題となっている。

こうした状況の中で、子ども一人一人に運動や健康・安全の大切さについての意識を高め、自らの健康を適切に管理し改善する能力を培うことは重要な課題である。

また、子どもが学んだことを、実社会・実生活に生かすことができるように家庭・地域との連携を強化し、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育み、運動のできる環境も含め、健康で安全な生活を送ることができるような教育課程の編成・実施等が求められる。

これらのことを踏まえると、学校での教育活動とともに、家庭や地域の役割を明確にし、学校・家庭・地域の密接な連携・協働が必要と考える。

本分科会では、これからの時代を生きる子どもたちが、心身ともに健やかな成長を目指す健康教育を推進するためのカリキュラム・マネジメントについての具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する教育活動の推進

子どもたちの生活全体から日常的な身体運動が減少しており、子どもたちの体力は全国的に低下・停滞傾向にある。それを解決するために、体

育の授業をはじめ、学校教育全体で体力向上に取り組むとともに、家庭や地域との連携が必要である。特に体育科では、いろいろな運動との多様な関わり方を楽しむことができるようにするとともに、自ら学習に取り組み、基礎的な身体能力や知識を身に付けることができる授業実践が重要である。

校長は、このような認識に立ち、学校や地域の実態に十分考慮して活動時間や活動内容などを工夫しながら、体育的な活動を教育活動全体の計画に位置付け、全教職員の共通理解のもと積極的に実践していけるようなカリキュラム・マネジメントに努めなければならない。

このような視点に立ち、豊かなスポーツライフを実現するための教育活動を推進するための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 生涯を通じて自他の健康課題に適切に対応する教育活動の推進

ライフスタイルの変化や生活習慣の乱れ等による運動・身体活動の低下等が、子どもの心身の健康に大きな影響を与えていることが問題視されている。

このような状況にあって、食事、運動、休養、睡眠などの重要性を理解し、自らの基本的な生活習慣を見直すことや、心と体の密接な関連性を理解し、様々な欲求やストレスに対して、状況に合わせて適切に対処できる力を育てることは重要な課題である。さらに、生活習慣病や基本的な感染症に関する知識をもち、個人でできる予防手段を講じることができるなど、自分の体への関心を高め、生涯にわたって健康を維持できる能力を育む必要性が叫ばれている。

校長は、児童が生涯を通じて自他の健康課題に適切に対応し、維持・改善する能力を育むために、教科等横断的な視点も含め、健康教育の充実に努めなければならない。

このような視点に立ち、心身ともに健やかな成長を目指す健康教育の推進のために、校長が果たすべき役割と指導性を究明する。

第6分科会「健やかな体」

研究課題 「健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントと校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的な課題性と先見性、意識改革の必要性についての解説

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

しかし、近年、子どもたちは、体格面での成長に比べ、瞬発力・持久力・柔軟性など体力・運動能力の低下が指摘されている。また、肥満傾向の増加や視力の低下、さらには、「眠れない」「疲れやすい」「ストレスがたまる」など精神的な問題も多く見られるようになってきている。この背景には、物質的に豊かで便利な現代生活の中で、以前に比べて、子どもたちが直接行動し体を通して体験したり、汗を流して取り組んだりという機会が、減少してきていることが上げられている。少子化の傾向や、大人社会の人間関係の狭まりもあり、子どもたちに集団遊びが見られなくなり、室内遊びが増加していることも一つの要因といわれている。

このように、子どもたちを取り巻く環境の変化は、子どもたちの成長・発達に少なからず影響を与え、身体面だけでなく、精神面にも多くの問題が出てきている。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも健康が重要である。健康は生きる上での基本であり、子どもたちが、様々な経験を通じて健康に関する知識と生涯にわたって自らの健康を適切に管理できる力を習得し、生き生きとした生活を実践することができる能力を育むことが求められている。たとえば、自らの健康を保持していくために、基本的な生活習慣の一部である運動習慣を身に付けることや、食育を通して生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育むことは重要な課題である。

子どもたちが、自己や他者の健康の保持増進を図る能力を身に付け、様々な心身の健康課題に適切に対処し解決していくためには、家庭内の約束事として起床・就寝時間を決めるなど、家庭・地域社会との密接な連携・協力のもと一体となって子どもの生活習慣づくりに取り組むことが重要である。

学校においても、子どもとの健康保持増進のために組織的な取組が容易となるよう、校長のリーダーシップの下、日頃から運営上の方針や原則について検討し、教職員の役割分担を明確にしつつ、体制を整えておかなければならない。

校長は、多様化・深刻化している子どもの健康課題を解決するために、校内の組織が十分に機能するように体制の整備を図り、健康教育全体計画に基づき、すべての教職員が共通の認識に立ち健康教育を推進することができるように、リーダーシップを発揮していくことが必要である。

2. 「研究課題」を究明する視点

(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する教育活動の推進

- ・ 基礎的な身体能力や知識を身に付けさせ、自ら学習に取り組ませる教育活動の充実
- ・ 地域・家庭と連携しながら運動習慣を身に付けさせる学校の役割

(2) 生涯を通じて自他の健康課題に適切に対応する教育活動の推進

- ・ たくましく生きる意志と意欲を育み、心身ともに健やかな成長を目指す資質・能力の育成
- ・ 生涯にわたって自らの健康を適切に管理し、維持・改善する能力を育む健康教育の充実

3. 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

文部科学白書 平成27年度版

1. 食育・学校給食の推進

(1) 栄養教諭を中心とした指導の充実

近年の子供の食を取り巻く環境の変化に対応するためには、学校において、栄養教諭が中心となって各教職員が連携・協力して食育を推進する体制を整備し、給食の時間をはじめ各教科や特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて体系的・継続的に食に関する指導を行うことが重要です。

現行の学習指導要領では、総則に「学校における食育の推進」を明記するとともに、家庭科、体育科など関連する科目等においても食育の観点からの記述を充実しています。

さらに、文部科学省では、平成26年度から、栄養教諭を中心に大学や企業、生産者、関係機関等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解などについて取り組む「スーパー食育スクール事業」を実施しています。

(2) 学校給食について

学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事を子供に提供することによって子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することができるなど大きな教育的意義を持っています。平成26年5月現在、小学校では2万380校（全小学校の99.2%）、中学校では9,210校（全中学校の87.9%）、全体で3万1,021校が学校給食を実施しています。各学校では、学校給食の食材として地域の産物を活用したり、地域の郷土料理・伝統料理などを献立に活用したりする取組が進められています。第3次食育推進基本計画では、平成32年度までに、学校給食における地場産物の使用割合を30%以上、学校給食における国産食材の使用割合を80%以上とすることを目指すとされています。

また、米飯給食は、伝統的な食生活の根幹であり米飯に関する望ましい食習慣を児童生徒に身に付けさせるなどの教育的意義を持っています。平成26年度の週当たりの米飯給食の実施回数は全国平均で3.4回となっています。学校給食における食物アレルギーを持つ児童生徒への対応については、従来、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（平成20年3月）」（以下、「ガイドライン」という。）や通知等によって、学校長をはじめとした校内体制の整備のほか、保護者や主治医等と十分な連携を図りつつ、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めることなどを指導してきました。

文部科学省では、平成24年に発生した死亡事故を受けて開催した有識者会議の最終報告を踏まえ、26年度に、学校におけるアレルギー対応の改善・充実のための資料として、「学校給食におけるアレルギー対応指針」、「ガイドライン要約版」、「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」を作成し、全国の教育委員会や学校等へ配布し、全教職員に対する理解の促進と事故防止の徹底を図っています。

2. 学校保健の充実

(1) 子供の健康課題に対する総合的な取組

現代の多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため、心の健康や性に関する問題、喫煙、飲酒、薬物乱用防止について記述した「児童生徒の心と体を守る啓発教材」を作成し、全国の小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生等に配布しました。

また、退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣する事業を実施したり、メンタルヘルスの問題、各種感染症、アレルギー疾患など学校だけでは解決することができない児童生徒の現代的な健康問題について地域検討委員会を設置し地域の医療機関等と連携して解決を図る事業や、各地域における健康教育に関する指導者育成に係る事業を実施したりするなど様々な施策を講じています。さらに、学校、家庭、地域の専門機関等が連携し、学校における健康課題を協議することによって児童生徒等の健康づくりを推進する学校保健委員会の設置を推進しており、平成26年度の設置率は94.1%と高い水準を実現しています。

(2) 児童生徒等の健康診断の充実

学校における健康診断は、児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため重要です。「今後の健康診断の在り方等に関する検討会」で健康診断の在り方について

検討した結果を踏まえ、「身長曲線・体重曲線」を用いることによって、成長障害等の異常の発見や発育の評価を効果的に行うことができることから、これらの活用を促進することを前提として座高測定を、衛生状態の改善によって検出率が極めて低い水準となった寄生虫検査をそれぞれ健康診断の必須項目から削除しました。

文部科学省では、平成 28 年度からの実施に向けて「児童生徒の健康診断マニュアル」を改訂し、具体的な実施方法等について周知しています。

(3) 感染症への対応

学校における感染症の流行予防は、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、児童生徒等が健康な状態で教育を受けるためにも重要です。

平成 24 年度には、学校保健安全法施行規則を改正し、髄膜炎菌性髄膜炎を新たに学校において予防すべき感染症に追加するとともに、インフルエンザ等の出席停止の期間の基準を改正しました。これらの改正等を踏まえ、教職員や医療関係者を対象とした指導参考資料「学校において予防すべき感染症の解説」を作成し、25 年 5 月に公表しました。また、26 年度においても同規則を改正し、第一種の感染症に新たに中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザを追加しました。

(4) 学校におけるアレルギー疾患への対応

近年、アトピー性皮膚炎など児童生徒のアレルギー疾患の問題が指摘されており、学校における対応が重要となっています。平成 19 年に「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が文部科学省の監修で作成され、20 年から各学校等に配布されています。また、22 年度から、学校におけるアレルギー疾患の対応の充実を図るため、教職員や指導主事などを対象とする講習会を毎年全国 6 か所で開催しており、26 年度からは全国 10 か所に拡大し、同ガイドラインなどの普及啓発を一層推進しています。

(5) 心の健康問題への対応

社会環境や生活環境の急激な変化が、子供の心身の健康に大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、いじめ、不登校などの心の健康問題が顕在化しています。文部科学省では、教職員などの学校関係者が、メンタルヘルスについての正しい知識を持って児童生徒に対応することができるよう、子供の心のケアシンポジウムを開催しています。

(6) 薬物乱用防止教育の充実

近年の青少年の薬物乱用問題については、これまでの諸対策によって、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上が見られ、少年の薬物事犯の検挙人員及び検挙人員全体に占める割合は長期的には減少・低下傾向を示すなど、一定の成果が認められています。一方、大麻事犯については、平成 27 年中の大麻事犯全体の約 48%を少年及び 20 歳代までが占めており、依然として若者を中心に乱用されている状況がうかがえることが指摘されています。また、近年、合法ハーブ等と称して販売される危険ドラッグ等、乱用される薬物が多様化しており、若者への広がり懸念されています。

文部科学省では、全ての中学校及び高等学校において、年に 1 回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等を指導しています。また、高等学校学習指導要領「保健体育」において新たに大麻を扱うこととし、大麻の有害性・危険性に関する指導を充実するなど、薬物乱用防止教育の推進に努めています。さらに、薬物乱用防止教室の指導者を対象とした講習会等の開催や、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレットの作成・配布等を通して、合法ハーブ等と称して販売される危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発の強化を図っています。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査

平成 27 年度 文部科学省

【今年度の結果でわかったこと】

- 「運動やスポーツが好き」な児童は、「きらい」な児童よりも、体力合計点が高く、1 週間の総運動時間が長い。(小学校男子)
- 家の人と運動やスポーツについて話す頻度が「2 週間に 1 回以上」の児童は、1 週間の総運動時間

が60分未満の割合は約5%であるが、「1か月に1回未満」の児童はその4倍（約21%）である。
（小学校女子）

○平成26年度の本調査結果を踏まえて授業等の工夫・改善を行った小学校の62.6%は、体力合計点が全国平均を上回った。この割合は、取組を行わなかった学校に比べて24.4ポイント高い。（小学校女子）

○体力合計点の高い学校は、児童生徒の実態把握に基づき、適切な目標設定、着実な取組、調査結果を踏まえた改善が学校ぐるみで行われ、PDCAを効果的に実現している。（小・中学校女子）

○体力合計点の高かった学校（上位10%）で、その実施率に全国平均と比較して大きな差がみられた取組は、

- ・学年の学校教育活動外での運動実施状況の把握
- ・調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善
- ・体力・運動能力の向上のための目標の設定
- ・家庭への子供の体力向上に係る説明・呼びかけ などであった。（小・中学校）

【課題対策】

- ①調査の結果をPDCAサイクルで有効に活用すること
- ②運動の動機づけを高める工夫をすること
- ③子供のニーズに対応して運動の日常化を図ること
- ④地域との連携で運動意欲の向上を図ること
- ⑤体力の向上についての取組を継続すること

体力向上支援プログラム

北海道教育委員会平成22年7月

都市化や車社会の進行、テレビゲームやパソコンの普及など、社会環境や生活様式が大きく変化する中、子どもの体を動かす機会が減少し、全国的に子どもの体力・運動能力が低下するという状況が見られています。本道においても同様に子どもの体力は低下してきており、平成20年度、平成21年度に実施した文部科学省の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「全国調査」という。）においては、本道の子どもの体力・運動能力は、一部の種目を除いて、全国平均に比べ総じて低い状況にあります。体力は、健康の維持増進のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、人間の発達・成長を支え、人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源となるものです。調査に見られるような体力・運動能力の低下は、肥満や生活習慣病などの健康面はもとより、意欲や気力の低下といった精神面においても、子どもが成長していく上で阻害要因となることが懸念されます。こうしたことから、子どもの体力の状況を的確に把握し、日頃から体を動かし、運動に親しみ、また、望ましい生活習慣を確立することができるよう、運動や外遊びに大切な要素であるといわれている「時間」、「空間」、「仲間」を確保するなど、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）におきましては、これまでも国の事業を活用するなどして、体力向上を目指した実践研究を行うとともに、教員の指導力の向上や運動部活動の充実を図ってまいりましたが、このたびの文部科学省の全国調査の結果を踏まえて、「体力・健康づくり推進チーム」を設置し、体力向上に向けた今後の総合的な方策の検討を進めてきたところです。

このたび、全国調査の結果の分析を基に、北海道教育推進計画や第二次北海道スポーツ振興計画などを踏まえ、学校、地域、家庭が子どもの体力づくりに取り組んでいくための具体的な方策や道教委の支援策などを示した「体力向上支援プログラム」を作成しました。

各市町村教育委員会や学校におきましては、「時間」、「空間」、「仲間」の確保という観点を踏まえながら、このプログラムを基に現在の取組を再検討していただき、本道の次代を担う、健やかでたくましい子どもを育てるために、地域や家庭と一体となって、子どもの体力向上に向けた取組を積極的に推進していただくことを期待します。

「生きる力」を育む小学校健康教育の在り方

平成26年度文部科学省ホームページより

<健康教育の基本的な考え方>

1 当面する学校教育の課題と健康教育

(1) 学校教育に求められるもの

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

＊「生きる力」とは、知・徳・体のバランスのとれた力のこと

- ・基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力（知）
- ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性（徳）
- ・たくましく生きるための健康や体力など（体）

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切である。

(2) 学習指導要領における健康教育

学習指導要領の改訂の基本的な考え方として、現行学習指導要領の理念である上述の「生きる力」をはぐくむことが継続されており、自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下などの子どもたちの心と体の状況から、豊かな心や健やかな体の育成のための指導を充実することが示されている。

<体育・健康に関する指導>

学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育（保健体育）科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する指導の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

(3) 児童生徒の心身の健康から見た問題

- ・食に関する問題・性に関する問題
- ・薬物乱用等に関する問題・健康・安全に関する問題など

2 基本的な考え方

(1) 学校教育における健康教育の目標

健康教育の目標は、時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるようにすることである。

(2) 学校教育における健康教育の内容

学校における健康教育は、学校保健・学校安全・学校給食のもつ独自の機能を尊重しつつ、それらを総合的にとらえ、児童生徒の健康教育の保持増進を図る教育である。

【具体的内容】

- 1 心身の健康の意義に関すること
- 2 心身の構造・機能及び発育・発達に関すること
- 3 心身の健康を高める生活（運動、食事、栄養、休養・睡眠）や健康を守る制度、仕組みに関すること
- 4 環境と健康のかかわり及び環境の維持改善に関すること
- 5 傷害や疾病の発生要因と安全確保や予防対処・回復に関すること
- 6 心の健康問題の生じ方や対処の方法と心身の調和に関すること